

# 研究通信

No. 119  
1980年4月刊  
村落社会研究会  
事務局

慶應義塾大学  
高山研究室

## 村落社会研究会

### 八〇年度 第一回研究会報告

二月一日 慶應義塾大学第三会議室

安孫子 麟 「農村自治—構造と論理」

課題をまとめるためのひとつの提言」

本報告では、「農村自治—構造と論理」に即しながら、「農村自治」に対するアプローチについての共通理解が得られるような方向で、私の考え方を述べてみたい。

#### I 農村自治の概念と取上げるべき範囲

さて、過去二年間に亘って、村研が「農村自治」をテーマとして取り上げてきた中で、残された大きな問題は、農村自治という概念をどう絞つて使うか、即ち、具体的には、「農村自治」と「地方自治」「一般」という二つの概念がどのように関連し合うのか、ということが明確になつていなかることである。例えば、昨年の木村会員報告の

ように、近代的意味での古典的自治概念をもつて農村自治をみた場合、どういうふうに捉えられるのか具体的には、かつての検地村が有していた「自治」「機構」明治初年の旧村が持っていた自治機能、さらには町村制以降の部落の機能などまで含めて農村自治を考える

### 第一回研究会 開催案内

○ 関東地区

報告者

一、川本 彰 「農村自治・地域農政」

一、日時 五月一日（金曜日）午後一時三〇分

一、場所 中央大学会館（国電お茶の水駅下車）

○ 関西地区

報告者

一、北原 淳 「農村自治—余田、牧野報告を踏まえて—」

一、坂本慶一 「炉端研究会—むらづくりについて—」

一、日時 五月十日（土曜日）

午後一時～五時

一、場所 京都府立勤労会館

のか、或いは、昨年の余田会員の報告が農村自治の中でどのような位置づけを与えられるのか、等の問題もいずれも、農村自治と地方自治一般との概念的な整理の中で明らかにされねばならない問題だと思う。

もともと、村研が農村自治を共通課題として取り上げた際の課題意識は、生活破壊に対して、農民が不経営を維持する方向でそれに対処するための農民の主体的力量による集団的な運動・組織の再編成が問われた中で、生まれてきたものであり、そこでの論点の発展が農村自治へと集約されてきたものであった。しかも、それは優れて農民の主体性に係わる課題であった。こうした経緯から考えると、農村自治の概念や検討課題は、当然そうした観点から限定してゆかねばならない。また、自治を考える際のもうひとつ前提は、制度としての自治（自治制度や自治体・行政体）とその中味や担い手、運動の側面とは厳密に区別されねばならない、ということである。

こうした前提から考えてゆくと、自治の中味は、結論的には、その時々の社会状態に於いて、人間が個々にもつてゐる自由（支配階級、権力・国家からの自由）を実現するための集団的な運動ないしその組織として考えることができる。とすれば、自治というものは歴史的に多様な段階を経てきたことになる。通常われわれは、自由とか自治というのを個人が確立した近代社会に於けるもの、と考えるのであるが、中世都市の自治即ち都市ギルドは領主権力から独立し自由になつたという意味で、これも自治とみなしているのであるか

から、慣行的には自治概念は近代的な自治のみを問題にしているのではないことが解る。同様に、日本の場合でも江戸時代の村の村規約や村法等もそれなりに自治として理解されている場合もある。ただ、そのことと、われわれが取り上げる「自治概念」とは違う」ということを明確にしておく必要がある。以上が自治の古典的意味から限定されてくるところの問題である。

次に、農村自治という場合の意味は、農民といふ小ブルジョアが新しい手となつてゐる自治をさすことにして、古典的な自治といふのは小ブルジョアの自治である、と指摘されてきたが、資本主義社会が完成されて以降は、地方自治といふのは小ブルジョアの自治として考えられている訳ではなく、一定の居住範囲に限定された、その意味では居住地の共通性に限定された諸個人の「住民自治」という考え方方が強く出され、したがつてそこでは、生産関係とか階級という視点からの位置づけの中から、自治概念が出てくるのではない。この点がわれわれのいう農村自治の概念との重要な相違である。農民といふ小ブルジョアの自治といふと、中世都市ギルドの自治と或る程度の共通性を有することになるが、農村自治という場合は、農林漁業との深い係わりの中で、それと分ちがたく生活しているという意味においての自治を考えてゆかねばならないのである。

さて、このように考えてみると、われわれが農村自治を取り上げるべき時間的な範囲も、日本の農村社会を貫く問題のうち、とりわけ日本の資本主義との関連から、近代の農村自治に限定するのが至当であろう。そのことが、現在の生活破壊に係わつて提起されてき

た問題を発展的に展望することにもなる。

次に、自治の中味—運動についての問題であるが、これを担い手の問題として考へると—これは先に指摘した自治の制度と中味（運動）の内容に係わることであるが—、自治には二つの種類の担い手が存在するという視点が不可欠である。即ち、第一の担い手は、上からの体制的な制度や政策を受け止めて、その枠内<sub>で</sub>自由を実現してゆこうとするような運動の担い手、つまり上からの運動・政策の受け皿としての担い手、—具体的には戦前の地主層等—である。これに対して、第二の担い手は、そうした体制的な動きには拘束されず、反体制的ないし少なくとも体制とは係わらぬ動きとして、自分達自身の問題として自由を実現してゆこうとする運動の担い手が存在する。このように二種類の担い手の組み合<sub>いりあわせ</sub>の中で、その時々の農村自治がどのように規定されてゆくか、という観点から農村自治の概念を考えてゆきたいと考える。いうまでもなく本来の自由というのは、拘束されない自由であり、上からの動きに対応する前者の担い手を内容とする自治は、それだけ自由を拘束されている訳であり、後者の自治が本来の自治であると考えられるが、農村の場合、上からの政策が農民の生産に関する経済的利害に直接係わる場合が非常に多いだけに、そうした政策を受け止める受け皿ができやすいのであり、その点が上からの受け皿としての担い手を無視できない大きな理由となつてゐる。そして、その二つの担い手が、資本主義との関連では、上からの道と下からの道とに係わって、位置づけられねばならないのである。

## II 日本における農村自治の二期

上のような観点から、近代以降の農村自治を段階的に時期区分すると、次のような五つの段階が考えられるのではないか。

①町村制（制度）と部落（実態・地主中心）の二重構造期へ明治維新～明治末期：中心となるのは町村制施行以降～：：新しい地方制度としての町村制が整備されてそれが下されてしまつも、その上からの力が下まで十分に貫徹しない時期であり、そうした上からの動きに対しても、下からは部落有財産や共同作業等の従来からの物的基盤に支えられる形で部落としての独自機能が強く存在していた時期である。その独自機能の中心をなすものが地主—地方名望家層—等の従来からの村落支配者であつた。部落は行政区として行政の下請的性格を負わさせていたが、単にそれだけに留まらない存在であつたのであり、従つてこの時期においては、新しい町村制の下での町村と部落のどちらが地方行政の主たる担当者であるかは一概には決定できない。昨年度の余田報告はこの後者の点についての詳細な報告であつたが、ここではそうした部落が残つてゐる基盤が何であるのか、を明らかにするなどが、部落の自治機能を評価する上の要となるであろう。

②地主支配による町村制と部落実態との一体化・統一化の進行の時期：①から②への移行の画期は、上からの政策と下からの対応の動きを考えると、一応明治末期に求められるが、それは決して機械的なものでなく、すべての部落がこの時期に第②の段階に入ると、いうのではない。この時期には、内務省と農商務省が、それぞれの

意図するところは違つていたが、期を一にして部落有財産の統一を打ち出して来たが、その一体的な政策が出てきたひとつの根拠は、住民としての農民と、生産者・小ブルジョアとしての農民——という二つの性格が農民にあつたからだと考えられる。また、神社統合

も、部落中心の縄りを氏神祭祀の側面から解体せしめ、新しい行政町村の下に統一を作り出そうとする意図の現われであつた。そして、この時期において、例えは部落有財産の統一が実質的に進行するなどして、部落の独自機能が解体ないし大きく変化した部落では、第二段階への移行が比較的スムーズに行なわれ、そうでないところでは、第一段階の性格が、第二・第三の段階まで残つてゆくことになる。また、この時期において、山林が開発されて林業が成立し、原野が開墾されて田畠化してゆくといった動き自体が、日本の資本主義の確立と深く係わることなのであり、東北地方の例をひとつと見てみても、都市労働者の増大に対応して水田地帯が明確に形成され、あるいは鉄道の開通に伴い、山における部落有地の解体が進行するという事実も、日本資本主義の実態と十分に関連づけて考える必要がある。

③国家支配による一体化の進行と新たな運動。

④戦後民主化による自治の運動——国家による再編。

⑤高度成長・総合農政後の新たな課題と運動。

以上の③、④、⑤については項目のみを列挙しただけで、内容について触れるつもりはない。これまでの研究会及び大会での報告もこの五つの段階の中にそれぞれ対応して位置づけることができる

と考えられるが、ただ実態に即して云えば、④の段階の報告がない訳で、今後、ここに関連した研究報告が、理論的なものを踏えた上で、なされればよいと思う。

### III 各画期を貫く基本視点

①から⑤の段階を貫いて、われわれがいかなる形で農村自治にアプローチしてゆかねばならないのか、農村自治へのアプローチのための共通視点をここで提示しておきたい。

一、地方自治の中での、農村自治が、それとどのような関連性を有して位置していたのか、をそれぞれの画期毎にまず明確にしておく必要がある。つまり、明治初年の「部落自治」が、市町村制といふ地方自治とともにどのような関係にあつたのが、なぜそろした関係ができるてくるのか、ということを農林漁業の展開との関連の中で明確にしておかねばならない。そして、広義の共同労働・共同利用を必要

とすることが、生産のどのような条件に規定されて出ているのか、それが生活との程度関連づけられるのか、が明らかにされて初めて、その当時において、「部落自治」が持つていた意味が明らかになる。また、日本全体としてみれば、自治の二重構造が、なぜこの時期に存在したのか、も日本の特徴として明らかになるだろう。その際「部落自治」のみを農村自治としてみるとではなく、同時に市町村制も農村自治の一側面として存在していること、つまり、上からの動きを受け止める地主等の動きがあつて、その人間が同時に部落の独自機能の立役者として動いている、という形での二重構

造に着目してゆかねばならない。その意味では、地主という自治の担い手の位置づけが明確にされてゆく必要がある。この問題は、大きく云えば、地方自治といものを捉える資本の活動と土地所有の状況から規定される農業、その農業との絡みから規定される農村自治の特殊な在り方、こういう観点で、それぞれの段階について明確にしておくべきである。

二、これは、部落自治の性格に係わる抽象的な問題ではあるが、前近代的な共同体原理と近代的な自由の実現のための自治との対抗と連繋の在り方を明らかにすることが重要である。周知の通り、「前近代的な共同体原理は否定されるべきものであり、それが残っている限り、近代的自治の実現は不可能である」、という見解が存在するが、そうした杓子定規的な捉え方でよいのだろうか。少くとも日本の現実では、建前としての共同体的なものが否定されながらも、様々な場面にそれが存続しているのであり、またそれが自治概念自体の中にも深く絡み込んでいる。特に部落の自治は、従来の共同体原理そのものである。と考える人もいる程である。しかしながら、部落機能は、従来の封建的共同体の機能と比較すると著しく違つた側面を持つてゐるのであり、資本主義社会になつて非常に大きくな变化を受け、かつての共同体原理は死滅しつつある共同体原理となつた。そこに新しい共同体原理が付け加わつて、部落が出てくるのである。したがつて、部落は優れて明治期的な所産であり、明治期的な特徴であると考えねばならないものと、私はみている。部落は、江戸時代にはなかつたものであるし、また昭和に入ると大きく崩れ

てくる存在であつた。以上のようすに、前近代的な共同体原理が、近代に入つて後もなぜ残つてゐるのか、また、それと一見近代的なものと考えられる自治とか、なぜ結びついてゐるのか、その間の矛盾・対抗がどのように展開するのか、等の問題が、自治の運動に即して明らかにされてゆかねばならないのである。

三、第三には、自治の担い手と組織が、どのような基盤に立つてゐるのか、どのようにしてそれらが形成されてくるのか、がやはりそれぞの段階について解明される必要がある。たとえば、産業組合の活動をみると、その活動を支えている基盤と、その活動が一定のものとして形成されてくる過程の中に、農民自治のひとつの動きが現われてゐるのである。昨年の菅野報告に示されたような担い手の分裂一上からの受け止め手と下からの運動の形成一の中で、それぞの基盤及び形成過程が明らかにされる必要があるが、それらのことはとりわけ①と②の段階で明確である。たとえば、②の段階の場合、一面では自小作上層の自立化過程が逆に部落機能を弱くし、地主支配に一元化してゆくのであり、したがつて、この段階における地方改良運動は、地主制の枠内で動き、その後地主制に対抗する動きも一方で起きてくる、という形で比較的明確にこの問題を捉えることができよう。また、③の段階になると、国家支配が、たとえば農村支配者を擰むのではなく、むしろ自小作層を捕えながら、フアシズム化が進行する、という動きが存在する。さらに、現段階においても、兼業化が進行する中で、労働者の性格を持つ担い手と、あくまでも農業經營をやつてゆこうとする農民と、或いはそこにお

ける保守的な地方有力者の動き等が複雑に絡みながら、担い手の形成がなされている。そうした面から考えると、この③と⑥の段階における自治の担い手の基盤とその形成過程とは、非常に複雑な形態をとると云わねばならないであろう。いずれにしても、そうした実態の中で、大槻として「二つの道」に即して敷衍しながら、担い手の形成基盤と形成過程とをそれぞれ位置づけ、歴史的評価を与えてゆくことが肝要である。

四、最後に、自治の運動の中に現われた要求ないし目標、或いは、上からの制度や政策が狙つた目標が、どのようなものであつたのか、また、それらが日本の近代由来資本主義のそれぞれの段階でどのような意味をもつものであつたのか、が明らかにされねばならない。特に農民が国の動きに拘束されず、自らの自由をどの範囲まで拡大するのか、或いは、どういう点で守るのか、という点を基本にすると、農民が上からの政策なり動きをどのように正しく受け止めたのか、ということが大きな問題となつてくる。その受け止め方は、否定的、修正的、肯定的……と様々であるが、その受け止め方との関連で、上からの政策・制度を評価し、下からの動きを評価してゆかねばならない。

以上、他にも報告・言及すべき点は多々あるが、この程度にして、あとは討論の場で補足したい。

### △ 討論 △

(高橋) 封建期の村と、明治の村とは違うという報告があつた

が、安孫子さんの場合、どういう点が一番大きな違いだと考えられているのか。

(菅野) 安孫子さんの場合は、部落というのは、明治期的な存在であり、幕藩体制の下ではない。昭和恐慌期、昭和期に入つたら、これは変質してくる。そういう表現だつたと思う。

(安孫子) 高橋さんが言う村というのは、市町村制以前の村でしょう。市町村制以後の部落というのは、概ね江戸時代の村であったものが多い訳だし、必ずしもそうでない処もあるが、そこで一番の大きな違いというのは、農村自治という観点から考えると、江戸時代の村というのは、ひとつ年貢収奪の為の組織を非常に強く負わされている。従つて、例えば、山崎延吉が「江戸時代の五人組を、明治期になつても尚かつ村の基盤である」と位置づけるというのは、その役割を誤解している訳で、江戸時代の村がつくられてゐる「番大きな原則」というものは、年貢をきちんと出す為の行政村というものがあつて、それがそれ以前からあつた事実上の村落的なものを踏まえて、江戸時代の行政村というか、検地村ができるいると思う。だから当然、その中に於ける自治といふもの、村の中で行なわれたことが、色々な府規約、村規、村の規定、約定を持ちながら、しかし天授として押えられているものは、やはり、領主のために年貢を出すことが、かぶさつている。その範囲でしか、出てこないという面がある。だから、例えば、村の中に於ける生活面での色々な統制が、行なっていたとしても、それが、すべて年貢を出す為に結びつけられてゆく訳である。村落社会の生活

統制というのは、寛政の改革、天保の改革にしてもそうだが、もつと前の慶安の御触書にしても、例えば、「遊はないで、一生懸命働く」とか、「せいたくなものを着てはいけない」、「酒や煙草を買つて飲んではいけない」といった統制が出てくる根拠が全部年貢を出すということによつて行なわれている。その枠内でのいわば、村法が出来てゐるといふふうに思う。それに対して、明治になつて後は、明治初年には、まだそういう性格が残つていて、地租を出す為の組織であるという側面が、必ずしもない訳ではないが、むしろ地租を出すよりは、むつと大きめ、例えば、日本の殖産興業の為の行政組織としての位置づけが、上から非常に強く出てくる。つまり、明治の村に掛つてくる枠というのは、農業を基礎にした年貢、つまり農業という狭い範囲内の動きではなく、いわば日本資本主義全体の中での「富國強兵」という、大きな枠での位置づけが、まず村に対し下されてきて、そしてこの中の村の独自の動きというものが出てくる。だから、例えば、その中には、国家に対する結集というものが、初期の村の中には、非常に強く出てくる。一方では、自由民権という動きがあるが、その自由民権の動きも、地方自治という動きでの民権であるよりも、場合によつては、国家的な範囲での民権、つまり國家というものをめざす意味での民権が中心となつていて、必ずしも地方自治という観点での民権だけですつきり割り切れたような動きになつていないという処がある。このことは、近代国家としての結集をする為の動きの中に入つて行つたことの結果だと思う。従つて、町村会をつくるとか、連合戸長役場の為の機会が、出来て

きて、そこが、何がしかの決定をやりながら、実際の村の方針に政策を決めているということは、基本的には、国家一府県一郡一町村とおりてくる国家結集という枠の中での村の位置づけが非常にはつきり出でてきている。石川で動く訳だから、江戸時代の村と市町村制以前の明治の村も違つた意味を持つでいる。私は思う。但し、小ブル、小經營者としての農業の側面でみるとどうかというと、幕末から明治期にかけての、例えば、生産力の農業技術体系の日立つた変化というのも、必ずしもない訳で、その点での共通性はかなりある。例えば、水・山林原野の利用、農業技術の面での共同の側面は、幕末からみても、大きく変らないので、そういう面で着目してゆけば、江戸時代の村と明治の村とは、非常に似ていて、従つて、水の利用をめぐる組織とか、掟などは、余り明確な変化はしないという面がある。ところが、それを崩すものとして、何が出てくるかというと、貨幣経済の侵入が、江戸時代の村と明治の村とを量的に区別していると思う。質的な区別といふものは、どうもつけられないので、差し当り、量的な区別だが、その量的な区別が入つてくる為に、例えば、村の中の共同作業等にしても、いわば、無償労働に成り立つような共同作業的な考え方から、部分的ではあるが、有償労働的な村の仕事という形で変つてくるという面がある。例えば、部落有財産に対する権利関係が、お金で計算されてくるという変化などは、私有財産が、明確になつてきたということがあると同時に、只それだけで、部落有財産に対する権利関係が、金で表現されるということは、ないのであつて、貨幣経済が、それに伴つてより深く

入るということがあつて初めて、部落有財産に対する権利関係が、貨幣で表現されると、いふような、動き方或いは逆に、単なる居住といふことが、部落有財産に対する権利をつくるのではなくて、そこに色々な条件がついてくる。そういう変化が起きていた訳で、そういう点で、江戸時代の村と明治の村とは、量的な側面での共通な面がありながら、共通な側面での量的な変化がある。

こういう風に、二つの面、一つは質的にみて、村といふものが、その社会でどう位置づけられているかということ、もう一つは、共通な側面での量的な変化という二つの点から考えてみて、江戸時代の村と明治の村との違いがあるのではないか。そこに、町村制が出てくると、非常に変る。質的な側面は、丸っきり變る訳で、「部落」といふのは、建前でいようと、これは町村制をつくる時の説明の中に出て行くが、現実などといえども、部落といふのは、決定することはできない。全て新しく出来た町村の下で決定する。部落といふのは、下請的な位置づけになるということが、非常にはつきり出てくる。そうしたはつきりしたものがありながら、実際はどうなつてゐるかといふと、村で決めたことを部落で請負つてやらねばならないという形になる。現実の機能としては、部落は、まだ生かされている。例えは、衛生費、消防費、学校費等が、役場の予算、決算に計上されるのが、非常に少なく、その二、三倍の額が、各部落、区の予算、決算に現われてくる。学校関係費は、各部落の予算、決算を合せてみないと、実際の村の中での教育の実態が出てこない。

村の予算、決算では、  
1/3 1/4 しか現れないという状態だ。衛

生費にしても、消防費にしても、そういうことが明確に、町村財政の中に出てくる。そういう実態をさして、私は、「二重構造期」ということを考へてゐる訳で、その二重構造期の時には、明らかに、行政町村というのが、上に乗つてゐるのであり、その枠内でしか、部落といふのは動けない。そういう状態になつてゐるのではないか。関連したこと、菅野氏から、「部落がない」という指摘があつたが、「部落がない」というのは、少し言い過ぎで、部落の独自機能が、なくなつたのが、第二、第三段階であると、部落といふのは、確かにあり、それなりの機能は持つが、それが独自の機能がないと云つたのである。実際は、独自機能がなくなつた村といふのは、非常に少ないのである。しかし、建前としては、なくなるという方針が、きつたり出でている。そういう中で残つてゐる村もある。うんと残つてゐる村もあるが、僅か残つてゐる村もあるし、殆んどなくなつたという村もある。というのが、第二と第三の段階である。整理していえば、村の独自機能が、なくなつたのが、第一と第二の段階であるというのが、云いたい訳だ。

(高橋) 部落では、それぞれ部落財政を持つていて、色々な共同活動をやつてゐるが、これは、本来、公行歴がやるべきものを、部落に任せていると解釈してよいのか。つまり部落の独自機能はない訳だから、部落にそしたもののが残つてゐるということは、公行政が、サボタージュしているという風な解釈で済んでしまうのではないか。

(安孫子) そこの辯は、私は、そろは思わない。部落財政が、

そういうものを請負っているというか、任されているというか、やはり任されるだけの条件があるから任されるのであり、まるで任せ

れなくなつてしまえば、任そうといつても任されないとと思う。部落財政が残つてゐるということは、別の言葉で言えば、部落に収入があるということで、部落の収入ということが、町村会の総議を必要とするという拘束を受けてゐるにせよ、やはり、部落の独自の役割として、まだ残つてゐる訳だ。だから、私は、部落財政が残つてゐる場合は、部落の独自機能が、まだある。しかも、それが、農民から個々に、徵収した分担金みたいなものとして、最低必要なものを賄つてゐるといふのは、これは独自機能ではないのであり、集落の中の農家から徵収していいるだけ終つてしまふが、そうでなく部落有財産等から、そういう収入があるといふのは、部落の独自機能がまだ残つてゐる段階だ。そういうのは、第二と第三の段階、そして戦後になつてもある。先程から言つてゐる様に、部落機能が、第一段階でなくなつたといつても、それは建前であり、実際に残している部落が、かなりある。程度の差はあるが、残つてゐる。しかし建前から云うと無くなる方向で、主要な形では動いているということを強調したい。

(菅野) 「二重構造」或いは「二つの道」のところで、いわゆる自治制度、そういうのは、例えば幕末であつたのか、村落的権利機構に対する部落的な独自の機能がある訳ですね。それから、明治の場合、殖産興業、富國強兵的な再編成をやつてくるが、それが把握しきれない部落というのはある。昭和になつても同じことが言え

る訳だが、その場合の自治というのは、安孫子氏は何を考えているのか。

(安孫子) だから、両面考へないと、その段階の自治は、十分明らかにできないのではないかと云つたのは、そこら辺のことだ。

もう少し具体的に云うと、例えば、第一の段階に即して言へば、余田氏が、報告された中味を考えて頂きたいのだが、私が、山形で調査した明治十八年頃の資料であるが、そこに市町村制以前の段階の

「家とはこれこれこういうものだ」というのがある。それから「村」というのは、何ぞや」というのがある。その村といふのは、家連合

というような書き方をしたものがある。「人民連合して家屋を結構するものをいう」という形で述べ、「それが天皇の下にある組織で

あり、大いに国威を発揚する為の組織である」という風に書いてあ

る。そういう意識が、明治十八年の山形の一農村にはあつて、しかも、それを受け止めるだけの、それはたまたま地主ではあるが、それを受け止めて、そういう方針で村の中の色々なことを決めてゆく

というやり方をしている。だから、江戸時代の村役と較べると、随分違つた問題がでてくる。同じような問題もある。例えば、借家に対する取扱いであるが、奉公人(若勞)の位置づけなどは、江戸時代の規約と違わぬ所と云ふがある。ところが、他方で、地租の問題等を書いてゐる処になると、非常に強く國家意識が入つてきたものになつてゐる。これを私は、上から押しつけられた意識だけがそこにないので、これは自治ではないとみることも出来るが、逆に云

えば、そういうことを村の中でもちゃんと受け止めて、書いていたといふ人間がいるということ、その書いている人間が、村を動かしているという側面をみないと、当時の農村自治というものを、十分理解できないのではないか。唯單に上からの方針だけではないと思う。そういう形で村の運営が、されているという側面で、非常に広い意味で農村自治の中にこれを入れたのであり、上からの方針を受け止める動き、この受け皿がないと、いくら伊藤や山県が、あゝいう町村制をやろうと思っても、実際には進まない訳で、それを受け止める村の中の担い手というものがあるということに同時に着目しておきたい。

その連中の力がうんと強い場合は、殆んど何事もなく村といふものが、展開してくるし、逆にその中に、別の動きで上からの動きだけをストレートに受け止めないで、自由民権運動のように上からのそういう動きに反発する動きというものが、それが豪農民権等という形で出てくる處もあるし、或いはまた、秩父その他の農民的な民権といふか、貧農的な民権という形で、動いてゆくところもあるが、そこでも新しい意味での下からの自治運動が、出てくる。明治になつても、公選制の村といふものはある。ところが一方、上からは、官選制という形で、上から任命されて上から降りてくる訳だが、そこでぶつかり合いといふものが、自由民権運動等として捉えられていない場合であつても、やはり農村自治としては、非常に重要ではないかと考えて、実は、「上からの道と下からの道」ということを出している。

(菅野) そういう捉え方をすると、農村自治と云わなくても、制度的に上からかぶさつてくる。それを受け止めるというなら、農村の構造そのものではないか。だけど、一番初めに問題として出した支配階級とか、権力からの解放だとすれば、あるいはそれに対する対抗だとすれば、むしろそうではなくて、そういう上からくる村落とか、或いは明治の市町村制から降りてくるそれに對する自治といふものは、ちょっと異質なもののがある気がする。つまり、今述べられたことは、農村自治そのものではなく、農村の構造そのものを云つているのではないか。

(安孫子) だから、一番最初に云つたように、自由といふのは、自由を実現するといふのは権力とか、支配階級からの自由であり、その下での自由の実現といふことだから、その実現の仕方といふのをストレートに受け止めないで、つまりどうも大枠は動かないけれども、せめて動くところだけでも、自由を確保しようといふ動きや、或いは、その大枠を壊さうといふ動きが、色々あり、その枠の中で、自由とか、自治とか云つた訳だが、例えば、地主等の動きを見てゆくと解るのだが、「一番大きな枠を壊さなくとも、その枠を利用したり、或いは、その枠の中での地主の利益、自由といふものは何とかして、確保」しようとする。そこへ資本なら資本の要求が、全部ストレートに貫徹されたら、地主は困るから、資本の要求として、上から入つてくるものか、ある處で、「喰い止めながら、」しかばね自分の利益といふものは守る、といふ動きがある訳で、そういうなら、部落なら部落の独自機能をずっと残すものとして、動いているのではないか。

部落が残るというのは、本来上からの観点からすれば、おかしい訳で、部落の独自機能を維持しようということだけでも、支配階級といふか、國家のやり方に対する一定の抵抗という側面—抵抗といつても、手放しで抵抗とは云えないが—を見てゆかねばならない。だからこそ、地主というのが、資本主義の中で、非常に異質な性格を持ちながら、あれだけ強固に残る面があるのではないか。それが又、別の局面になると、そつくりそのまま、從来資本に対して、抵抗していたという側面を逆に利用しながら、ファンズムを固定化する様な動きに変つてくる側面もある。

だから、色々な形で上からの捉え方も出てくるし、それに対する対応というものがある。……そんなことを考えていた。

そういうものを、「自治」といわなくてもよいと云われたが、自治といふものは、もう少し主体的な動きで、つまり、農村構造がどう移り変つたかという客観的に見るのはなく、そこで、農民の中の誰かが、地主であつたり、貧農であつたり、自作農であつたりするが、農民がそういうものに対して、主体的にどう係わつたかということを見ようというのが、自治の問題ではないかということで、唯單に、農村構造の移り変りとは考えなかつた理由は、そこにある。唯、云われる通り、私がやつてていることが、自治という問題を、今迄の研究では、正面からやつたことがない、どちらかといふと、経済過程ばかりを見ているから、また、経済過程を基礎においた支配関係ばかり見ているから、確かに自治の概念としては、その辺が弱くなつて、支配体制だけで見てゆくというような観点が強く出でく

るとは思うが、そういう支配体制の中での意図的な、主体的な動きをして村がそれによってどう變つてゆくかという側面を自治といふ。

(松田) 農村自治というよりも、究極は農民自治だと思う。自人間の主体的な行為として問題として考えたい、ということだった。

政治の基盤としての自由ということを考える時、その自由は、階級支配、または権力からの自由という風に規定されたと思うが、自由ということを考えるととき、例えば、農民とか、ひとつ的小經營が、権力から自由だということだけではなく、コミュニティという様な考え方につながつてゆくと思うが、ひとつの集団が「集団」として構成員を底い合いかながら、自立してゆくという側面は、考えられないのか。

(安孫子) 私が考えているのは要するに、社会的存在としての人間の側面といふのは、前提において、そこを指して、自治といつてはいるのではない。そういう存在であるから、その中で限定して自治といふものを考える時に、それは何だというと、自由の実現といふその側面で、集団なりなんかを、どういう風にしてゆくかということに自治の問題を絞つた訳だ。だから、もう少し云えば、領主から自由になる為に、色々な運動が起つてくるが、しかしその中をみると、例え、ブルジョアが、労働者を支配しているという様な状態がある訳だ。自由になるというのは、全くいかなる階級支配も受けないという形で、自由が実現できるのではなくて、領主という階級からは自由になつてゐるけれど、ブルジョワという階級には支配されているという、そういう実態がありながら、領主から離れたと

ころでは、やはり自治的な動きといふ風はみた訳だ。しかし、ブル

ジョワの自由というのは、プロレタリアからみれば、全くの自由で

ある訳だ。そのところは、やはり一義的には切れない。それは、ブルジョワならブルジョワが、自分の生産関係というか、自分の営業

をかけて、そこで議論している限りは、自由というのは非常に、立場、立場によって、多様になつてしまふが、近代的な自治というの

は、そういう階級とか、どの人がどういう階級的立場に立つてゐる

かということを、御破算にして、人間としての権利という、いわば

人権に基いた住民の権利に基づいた地方自治という概念をつくり出し

てしまい、その結果、資本労働という様な階級関係を、いわば

離脱したというか、眼をつぶつた形での自治が出てくる。それが、

近代的自給だ。ところが、農村は、そういう切り方が、出来なく、

生産と生活が、一体となつてゐる小經營であるから、階級的立場を

全く離れて、地域住民としての自治という観点だけでは捉えられ

ない。そこに、農村自治の複雑さがあつて、地主的な自治であるとか、

よつて、整理しようということを、言つた訳である。

(菅野) 権力機構につらなつてゐる地主の自治などというものはあるのか。それもやはり自治といふのか？ ブルジョワ的な権力、ブルジョワ的な制度が出てきて、それに対する抵抗としての地主の自治だつてあるだろう、とすると、最初にあげた財政支配とか、權

力からの解放ということについて、地主はどういう風に位置するのか。

(安孫子) 権力につながつてゐると言うが、明治国家というの内、地主国家ではないのであり、天皇制国家なので、そういう天皇制国家に対して、地主が、自由民権運動をやつたということが、やはり自治的な動きとみななければ、仕様がないと思う。

(菅野) だけど、もう少し広げて、帝国議会とか、もつと大きく言えば、政友会とか、そういうものまで、自治と考えるのか。

(安孫子) 米穀関税などは、日露戦争直後にはともかく通るけれども、米穀法段階になつてくると、そういう初期の政策が、薄められて、むしろ采餉の点では、地主が、追い込まれる立場になつてくる。それなりの地主の運動はある訳だが、だからといって、地主が、反権力的かというと、むしろ権力に連携もしてゐる。だから後にも書いたが、対抗と連携という両側面で捉えないと駄目だというのは、その辺を頭に置いてのことであつた。

(島崎) 「二つの道」という形での問題提起が、かなり大胆過ぎたのではないかと思う。レジュメにも書いてある通り、近代に限定という注がついていて、資本主義との関連で問題にするという前提、範囲が限定されている。その上で、「二つの道」との関連においてと書かれている。近代的自治への「二つの道」が、想定されていて、その論証に資本主義化の二つの道ということが、当然念頭に置かれているわけです。資本主義化の二つの道というレー・ニンのかつての大変大きな問題提起の地盤という様な発想法が、やはりどこかにあ

つたのだろうと思う。その場合の近代的な地方自治とは何かという理解と明治以降の動きも全部近代的自治への歩みだという少し大雑把な設定があつて、そういう設定の上でこの問題提起が、かなり鋭い形で、出てきたのだと、かなり曲解かも知れないが、そういう形で受け取つた。

その場合に、戦前・戦後の把握の仕方が、やはり伝統的に非常に大きな論争があるわけだし、それから言葉の端で出てきた菅野さんの大きな疑問が、前提にあるのだと思う。日本資本主義の考え方の問題として、大変長い間論争し続けてきた問題を、いわば抽象された形で、近代化地方自治への「二つの道」という形で、提起されたことの意図と、それから聞いている方では、そこまでまだ問題を整理しきれなかつたことへの疑問があつて、その混乱があるという様な感じをもつて聴いている。ひとつ歴史把握の大方法論上の問題が、前提にあるんだという、その理解がないと、安孫子さんの整理の仕方に対する、色々な疑問が出てくるのではないか。

それからもう一つは、最初言られた点であるが、第一年目は、事実関係を問うた「史的展開と現状」として、専ら事実関係として組まれた、第二年目は、「制度と主体」として自治の中味の問題が問われた。第三年目が、締め縛りの年であると、我々はそういう約束で、進んできた。その副題として、「構造と論理」を捉えた訳だ。これはやはり、「構造と論理」というには、若干の疑問と論争というか、意見の違ひもあつて、設定された訳だが、設定されたことで、或る一定の希望と野心があるのだと思う。そうすると「構造と論理」と

いうところで大きく締め縛つてゆく方向の問題をやはり考えなければならないのではないかと思う。それは、「構造と論理」という風に、締め縛る場合のたまたま今日は、安孫子さんに、御報告頂いて、歴史、経済史の立場として、主にお話し頂いた訳だが、その場合、「構造と論理」という総括の仕方と「歴史把握」、「歴史と現状分析」の把握の仕方との関連が、非常に大きな方法の問題としてあるだろうと思う。現状分析にしろ、社会学というものは、より深く、現状分析といふか、常識的には、現状分析としてやつてきたが、現状分析の方法を超歴史的に展開してしまった解がある。そのところのズレが、いつもいつも問題になつてくるのだろうと思う。そうすると段階の切り方が、方法論として論議されねばならないと思う。超歴史的に、「構造と論理」を、問うという論理がひとつある。にも拘らず、歴史的分析と現状分析をつないで、村研としてやつてゆく場合の論議としては、歴史的事実の叙述を追いかけてゆくのではなく、これは、第一年目にやつたと思うが、もう少し大きく「歴史を締め縛る手法」が、現状分析との関連の中で、出されてくることが、必要だろう。それが、「構造と論理」なのではないか。そういう「構造と論理」、の押え方のひとつの提起として、前回運営委員会の間だけであつたが、一方その段階の把握の仕方として、今迄の研究会の成果として、蓮見さんがおされた時期区分を、それをひとつ大きく締める論理を出しておられたものと思うが、それと私は、必ずしも一致しない訳だが、むしろその段階の設定とその段階の中で、生きている論理の把握ということで、戦前一戦後という切り方で、そこで戦前一戦後の構造

と論理を問うことが、あり得るだろう。

史的分析と現状分析の接合、それから村研が悩んできた二つの論理が、噛み合わないことの接合のところが、精一杯そこだらうという感じがする。

コミュニティ論という話がちょっと出たが、確かにコミュニティ論が、農村コミュニティの問題が、出される場合、社会学の現状分析の中で出てくるのだと思うが、歴史学の方の人達が、仲々それに喰いついてゆけないのは、先程言つた様に、現状分析の中で使われるコミュニティが、まさに、超歴史的に展開されてしまうというズレがある。それを埋めてゆかないと、どうも「構造と論理」にはならないのではないかと思う。

(安孫子) 第一点目は、二つの道というのを言葉通りに考える。封建制から資本制への移行の過程が、問題であるから、移行過程を問題にしていて、近代に限定するといふと、移行という限りは、封建制から始めなければいけないという論理的な問題も出てくるが、ここで近代と云つているのは、非常に広い意味で使つてゐる訳で、例えば、日本の近代化という言葉は、余り使いたくないが、要するに、近代社会への移行と完成した問題と一應考えれば、近代社会を含んでいるという訳で、移行期から近代社会に至るその範囲で考えようといふことが、ここでの近代社会に限定するということの意味だつた。従つて、出来上つた近代化とか、出来上つた資本主義との関連を考えているのではなく、資本主義なら資本主義が、形成されてゆく過程、発生から完成に至る過程との関連を各々の段階で、問

題にしてゆこうとするものであつた。その中で、「二つの道」というのを出したのは、厳密な意味で、マルクスならマルクスが云つてゐる二つの道、或いは、レーニンが云つてゐる二つの道、この二つは、違つてゐる点があると思うが、マルクスなり、レーニンなりが問題にした範囲内に留めようというのではなく、要するに、云いたかったのは、あゝいう形での方法論を使いたいという事であり、マルクスの採り上げた課題の範囲内で、この問題を考えようとするのではなかつたのである。その点、無用の誤解を与えたのではないかと思う。確かにそういう点で、辯護の合はない処が、あつたかもしれない。今島崎さんのお話を伺いながらそう感じてゐるところだ。

(安原) 部落というものが、一体歴史にどう変つてきたのか、という事を議論しておかないと、構造といふことも出て来ないので、IIのところで、こういう書き方をされて、位置づけをされているのだと思う。実際、二重構造といふのが、2や3の處で、全くなくなつて一体化してゆくという様な理解が、果してリアルなのかといふ疑問が、実はある。例えば、開拓團で、行政府が、作られた場合、開拓團の問題にしても、教育の問題にしても、そういう風な重要なナショナルファンクションは、行政町村がやつてゐる。だから、ひとつの行政府が、教育も財政も考える場合、部落財政を無視しては、リアルな把握がみられないという事があると思う。そういう様な、色々な面で、1、2、3という時期にも、部落機能それ自体が、あつたのではないか。唯それが、本質的な機能、基礎的なものでない。話を伺つてみると、例えば、部落費の場合に、農民の各々から、附

加する様な収入でやる様な体制になつてくると、いうような段階では、部落の基本的な、独自的な機能を失つてきているという話であるが、果してそうなのかという疑問がある。私自身も、個人的には、農村自治は、農民自治の問題のうえに採り上げる場合に、部落に限定し、それに焦点を当てるだけでよいのだろうかという疑問がある。というのは、やはり一方では、農協なんかの場合のことをどう考えればよいか、或いは、農業委員会なんかのファンタ・ションをどう考えればよいのかというようなことがあって、そういうものが、現在の農民自治を考える場合、重要な意味を持つてくると思う。部落に限定するということは、却つて重要な問題をはずされることになるという疑問もある。そういう意味で云うと、やはりこれは、第4の、これは、余り実証的な報告を行なわれなかつたという事で、今迄の研究会でも、しばしば、採り上げられていることだが、戦後民主化の時代に、地主制の枠を取り外された訳で、部落が、何をやつたのかという事が、ここでリアルに捉えられるとして、それ以前とどう違つてくるのかが、解るし、それ以後とどう違つてゐるかも解る。そういう意味から、やはり今年の研究会では、4の時期に焦点をおいて、やつてゆかねばならないという感じがする。

(島崎) それは、こうなのではないか。安孫子さんもその点は、前にも説明してあるのではないかという受け取め方を私は、している。後で、安孫子さんの御意見を伺いたいが。部落の独自機能といふことを強調されているが、そして独自機能としてつかまえられるところで、問題を立てているというところと、しかもそれを、物的

基礎として把握するという方法を、そこで出されている訳だから、その方法の問題と、我々の理解の問題があるのだと思う。

(安孫子) 今言われた通りで、私が、あゝいう問題を立てた時の一一番のひつかかっていたことは、戦後現段階について言えば、報告もそうちだつたが、殆んど農協の活動というものを正面に出して、これが例えれば、農村自治のひとつの現れだとする形で押えた。それから、戦前の方にいつてしまふと、何となく戦前の農村自治というのは、部落自治という形で捉えられるのだという様な、ムードという語弊があるが、そういう様なものがあつて、戦前の自治は、部落自治をやればよいという風に、スパッと分けて受け取ると、いう受け取り方があつたのではないかという事が、ひとつ頭にあり、そこではなく、戦前でも部落の自治とは言うけれど、実際は、部落を見てゆくと、部落が、本当にそういう意味での部落独自の機能・役割を果したという時期と、そうではなく、第2の時期で、町村制と部落実態とが一致したと書いてあるが、部落が、なくなる訳ではなくなるのは、そういう意味での独自機能なので、従つて部落機能と、町村機能とが、余り矛盾しなくなつたと言つたことを実は、言いたい訳で、従つて、部落そのものは、ずっと残つており、それは現在迄残つている。戦後になり、仮に農協なら農協を非常に重視した場合でも、農協が、或る一定のものを実際にどうやって推進するかという時に、やはり例えれば、生産組合とか、実行組合とかいう形で、部落単位で、下部組織を作つておいて、そこで色々討議しながらやる。その単位は、旧大字ぐらいで、うんと大きい大字は、そ

れを幾つかに区切るが、かなり大きな部落単位しながら、そこで十分討議しながら、共同作業なり、水掛けの問題を決めながらやつてゆく。そういう時に、地域的な縦りとしての部落というのが、生活面での縦りと重なって、依然として、今でも生きているということは、私は否定しない。唯それは、云わば、物的土台を持つた部落の独自機能としての部落の活動ではなくて、むしろ、組合集団としての部落であつたり、或いは、生活面での、この生活面というの、結局地域的なものを踏えた生活集団としての部落であつたり、こういうものが、今でも踏えられて基礎になつていているという事実がある。だから、そういう意味で、戦前は、部落自治であり、戦前は、農協活動だという様な、分け方ではなくて、むしろ戦後に於ても、戦前に於ても部落といふのはあるし、逆に戦前に於ても、部落だけではなくて、それを纏める様な団体なり、例えば、菅野さんがやられた産業組合運動などもそれでしょうし、或いは、経済再生運動なども、町村が、宿題をしながら、宿題は部落の中での再編成みたいなものをやつている訳で、戦前に於てたつて、部落自治だけでなく、やはりそういう団体なり、運動がある。結局、両者の絡み合いというものが、一貫して流れているのでありその一貫して流れている中での、各々の役割を押えてみよう。そういう風にみると、第一の段階では、部落が、非常に町村と違つた動き方なり、意味を持つ。完全に違つてゐる訳ではなく、連携と対抗なのだが、そういう意味で、部落の役割というものがあり乍ら、そして又、そういう事は、多くの町村に於て、實際には、細々となりながらも、現在ま

で持ち越されているけれども、一番大きな枠でみると、一、三、四という風にそういうものが、段々段々消えていつて、代つて別な動きというものの方が、むしろ農村自治の中身としては、主要になつてくる。そういう移り変りとして見たかった。

(高橋) 独自機能の物的基盤の問題にしても、可成り各々の議論のある處だと思う。島崎さんの考え方によれば、少なくとも、高度成長期迄は、物的基盤をもつて持続している、という様な解釈ができるようと思うが、ここで議論しても始まらないと思うが、そのあたりの問題も、今後に残すべきだと思う。

(安孫子) 私は、生活面での地域集団という事を重視しない訳ではないが、生活といふのは、非常に保守的なものか、いくらでも残るという様な事があるという考え方には立つものだから、それが無くなつたがどうかという事は、余り問題にしないで、やがては、生活慣行が、決る様な歴的条件の変化という様な側面に力点を置いてしまう。そういう点で、他の方々と力点の置き方が非常に違うだろうという事は、自分でも解る。そんなことがあつて、明治末の方にむしろ力点を置く。

(昌崎) やはり、方法論の問題のズレだと思う。私もやはり、それに似た方法……私は歴史科学ということをかなりうるさく言うと思うが、歴史科学の事実をどこにつかまえてゆくのか、ということなのだ。個々の事実というのは、多様にあるし、大昔から今まで事実があるのだが、その事実が、一定の意味を持つという事が、一体何なのかという、その処で安孫子さんは喋つてゐる訳だから、

だから独自機能というものをつかまえながら、その独自機能が、そこで一定の意味を持っているということ、重要な意味を持たなくなつた形で続くというのは、いっぱいある訳で、その価値関係の論理の問題なのだと思う。それは、十分理解しておかなければならぬと思う。

(高橋) ただ、共同体論にもまだ結着が、ついていないわけだし、土地占取論、共同共有論みたいなものもあるし、園崎さんの様な無償労働組織論、労働力評価の面から、共同体の問題を論じてゆくというような立場もあるし、林野所有と水の問題からだけ、物的基盤が喪失したと、独自機能が「無意味になつた」とは、必ずしも言えない訳で、現在やはり部落単位で、農林省などがやるような土地を管理させようとする様な発想が出てくるのは、共同体的な性格をもつた部落の別の側面が今日、どう係つているかということは、やはりある訳で、簡単に共有林の管理と水の管理の上からだけで、独自機能の物質的基盤がなくなつた、又はあるということにはならない面もあるのではないか、そういう様な問題が、今後残されてくるのではないか。

(安孫子) 誤解を招くだろうが、ズバリ云うと、明治末まで、部落すらも、共同体ではないという立場なのだ。本来の共同体として考えられるのは、やはり江戸時代迄で、明治になつたら、部落といえども、共同体ではないという立場で、しかしその部落といふものの役割をみてゆけばという議論をやるものだから、そこの処で前提が、違うのかもしれない。

(安原) 確かに、二年間私も振り返つてみると、意外に、農村の中では、部落、農協という様に自治体、行政町村に、余り言及しない面がある。これが、宿題委員会で、議論してきたような處とは、交わらない処があつて、敢えてもう一度そういう形で、再提起すると、いざれ討論の基礎として議論することは、非常に意味のあることだと思う。そういう意味で、方法的に、部落のことを問題にされないというのは、解るような気がする。

そうなると、四と五で、どうして部落と農協しか出てこなかつたのか? 自治体も一向に出て来ない。実際、報告されたものに、農村自治として通るような内容があるかといふと疑問だ。高橋さんが言われた、部落単位に於ける農地管轄も、安孫子さんの処で出てきた地域農政にしても、これは行政町村と、いわば、農民の日常的な居住の地域と範囲がずれた。町村合併が、進行した後で、そういう面が出てくるのだが、そういう場合、一体、農民が、自治と問うものは何なのだろうか。そのあたりが、どうも未だ解らない処がある。というのは、やはり自治の問題を考えてゆく場合に、自由の実現という形で提起されたが、何々からの自由といふことで言われたが、自由一どうも、かなり抽象的な感じであり、やはり自由が、市民相互が、お互に自律的に維持する為には、何らかの制限を通して、権利関係が現われてくる。農民自身が、生産と生活を維持してゆく場合に、どういう風な、具体的な権利というものが、支配体系の権力と抵触するのか。その抵触するものをどうしてゆくのか、という様な

處に何か、運動なり、問うところの具体的な焦点がある。

(安孫子) 非常に当り前のことと云う様な気がするが、農村自治の点で、つまり農村とか、農民とかという点に限定したところから出てくるとすれば、まずそこでの権利というのは、当り前のことだが、生きてゆく上の条件を整えてゆこうというのが、これは、法律的に認められていいようといまいと、権利として、非常に出て来ていると思う。それが、特に江戸時代と違つて、明治になつてからは、少なくとも誰が主張するかではなく、利益追求の権利という形で、つまり私有財産制が、認められてくる訳だから、そういう意味での利益追求の自由であるとか、あるいは、利益を得る為の権利とか、そういうものが、ともかく、一般的に農村といえども、都會といえども、まず出てくるという処が、あると思う。そういう中で、今度は、もう少し法的に拘束された点から言うと、例えば、一人一人の人間の権利と言つものが、政治参加という様な点で言うと、制限選挙によつて、非常に制限されている。従つて、政治参加という点で考えてみると、同じ農村に住んでいながら、そこには、明らかに、タックスペイヤーの概念が、入り込んでいて、税金を多く納めるか、否かによる権利の違いというものが、明確に出来ている。そうすれば、当然その中で、利益追求というものが、これはもう、フリーハンドで与えられているとして、その利益追求を実現する為のひとつつの条件として、やはり自分達の意見というものが、何らかの形で、そこに反映されないと、自分の利益も守れないということで、次には政治的権利の問題につながつてくる、という側面

が、ひとつあると思う。

もうひとつは、利益追求から出てくるものは、当然、財産所有の自由というか、それがあると思うが、もう少し広げて言つと、商業の自由と言うか、自分が生産することの自由ということになると、地主一小作という様な形で、土地所有を地主に押えられていて、自分が、その土地を借りているという場合に、土地の賃貸借権の権利というものが、どんな形で、自分達に保障されるか、ということが、非常に問題となる。これは農民運動の中では、非常にはつきり出てくる訳で、小作権の確立という様な権利運動が、出てくるというのは、一面から言えば、そういう自分達が、生きてゆく上で、生産を上げ利益を追求する上で、非常に制約された権利、つまり、所有権に対する小作権の異常な弱さという、そういう問題がある訳で、そこら辺が、例えば昭和になると、色々な形で問題になる。経済更生運動などが、一方で出されてくると同時に、農地調整法が出て、小作調停をやつてゆくとか、或いは、自作農創設をやつてゆくとかといふ、真正面から小作権には触れないまでも、とにかくなしくずして、とにかく小作権に触れるようなやり方をせざるを得ないし、それを受けての色々な農民の反応というのが出てくる訳で、そこら辺が、権利問題でいうと、一番大きな自治に関わる権利問題としてあつたのではないかという気持がする。

それ以上細かい問題になると、各々の段階で生きてゆけない者が、生きてゆく為に、例えば、産業組合を作つてゆく自由、これも農業から押さえられたり、商人の反産運動によつて潰されたり、そういう

う係わりの中で、産業組合を作ろうとする農民の動きというものが、非常に抵抗を受けながら、進む訳だが、そういう運動の自由というものも、広い意味での権利問題として考えて良いのではないかとう気がする。戦前については、そんな処が、重要なところとして頭に浮ぶ。

戦後になると、政治的な自由—政治参加の自由は、婦人參政権も含めて出きてくる。それから、生活に対する権利意識も、従来の様な職業制の生活慣行、或いは、地域的な生活慣行というものが、段々と払われて、農村の都市化等に見られるような、生活様式の変化、或いは、個々人の生活というものが、例えば子供が、親に拘束された生活であるとか、世の中での女の人の立場が、決つていて、それに拘束された女の人の生活の仕方というもの等が、どんどん一面では崩れていって、その基礎には、家族労働の変化に絡がるが、そう言つた、いわば政治的な権利の画一化というか、それがどんどん広がつたということと、生活上の権利も非常に広まつたという形で、捉えられる中で、却つて特別な農民としての権利意識というものが、非常に薄まつてきてる。という実態があるのでないか。その薄まつてきてるという中で、辛うじてそれを支えているのが、農業生産というものを、どうやつて立て直すか、つまり農民が、農業で喰うのは当然だという権利意識、それがやつと最近になつて強まつてきて、それが、色々な意味での運動として広まつてきているのではないか。

農民が、農業で喰えるという権利意識を正面に出すか出さないかと

いうのは、大変大きな問題である訳で、兼業にいつて喰えればそれでよい、という様な権利意識と、農民は農業で喰えるのが当たり前だという権利意識では、今後の運動の上で、非常に大きな違いをもたらすだろうという気がする。

細かいことは、色々あるが、戦後の変化の中で、生活面とか、政治面での権利意識が國民に拡散してしまった中での農民の独自の権利要求というのは、一体何かというあたりを、つめてゆかねばならないという気がする。

広がつてしまつた権利については、憲法一般の問題だから、ある意味では、労働者と農民の違いであるとか、都市住民と農村住民の違いというものが、なくなつてきて、むしろ國民的課題としての憲法問題というのが、出てくる。最近は、それをもう少し限定して、憲法に基いて農業をやつてゆくのだという主張がある訳だが、これは、言わば憲法を農民的にどう生かすかという受け止め方という風に考えて、憲法に保障されているような、健康で文化的生活というものを農民的立場でどう考えるか、という形での農民は、農業で喰つてゆかねばならないんだ、というつながり方、そんなものが、必要なのではないかという気がする。

(高山) 今日の報告の中の第三の基本視点で、資本と土地所有から規定される農業、或いは農村自治という問題が、ひとつひとつの中でもつとつめて考えてゆく必要がある。特に、戦後に五の段階に於ける、或いは戦後に於ける自作農的土地所有及び自

作農的土地位所有体制の崩壊といふか、或いは農民層の分解。この中で、いわゆる資本と土地所有の問題ということから、農村自治をどう考へればよいのか。ところが、その自作農的土地位所有とは何かとか、或いは、自作農的体制の崩壊といふこと自身が、例えば、大沼報告では農協中心として、北海道的事例として出てきていたが、

余りにもその問題自身が、今まで討議されてきていなかったが、その事が却つて、戦前と戦後の自治、農村自治を考える場合の論点を曖昧にしてきたひとつの理由ではないか、という風にみている。

今、農村自治に於ける権利の問題」ということが、論議になつたが、そういう自作農的土地位所有とは何であつたのか？ そういう自作農的土地位所有から自由になる、即ち、地主的土地位所有が否定されたとしても、むしろ農地改掌<sup>（農地改掌）</sup>といふのは、所有権の移転<sup>（所有権の移転）</sup>という側面<sup>（側面）</sup>が觸かつた。そしてその所有権の移転ということは、必ずしも土地の利用権の移転という形では出でこず、自作農的土地位所有でも、或る意味では非常に土地位所有に固執するという結果を、事実上打ち出してしまつた。むしろ農民層分解の中での地域農政であるとか、請負耕作であるとか、ということは、現段階的な形での土地位利用の再編<sup>（再編）</sup>或いは利用権の問題<sup>（利用権の問題）</sup>といふ形で、どういう風に農業再編してゆくのか、その中での土地位利用の主体<sup>（土地位利用の主体）</sup>といふのがどういう風に自ら形成されてゆくのか、或いは、運動として担い手を創り出してゆくのか、或いは農協といふ風に出てくるのか、或いは、新たな町村に於ける自治体運動として出てくるのか。

どうも、ここに書かれている資本と土地位所有に規定される農業、農

村自治といふ問題を戰後に於いてどうみていつたらよいのか、という点をこの研究会なり、今後の研究会の中でもつめて行かない、と、先程の部落機能、物的基礎、独自機能の問題は確かに解るが、それでは何か解けない、それだけでは却つて、また同じ様な處を回つてしまふのではないか、という感想だ。

（安孫子） ここで土地位所有と書いたのは、耕地に関してだけでなかつた。それに関連して言うと、やはり戦後のひとつの問題は、おつしやる通り、土地位所有の、しかも極めて小さな土地位所有の壁<sup>（壁）</sup>といふのが、うんと強くなつてしまつて、その為に、例えば、政府が考えた様に、より高い生産力を作ることが、出来ないという壁にぶつかつてゐる。つまり、大型機械とか、システム化という様なことを入れようと思うと、すぐ小土地位所有の壁にぶつかつて、土地位所有者が「うん」と言わなければ、仲々それを乗り越えることが出来ない。そこで、どうしたかというと、土地位所有を事実上、土地位所有は土地所有として認めながら、それを凍結して枠を壊すというやり方、それが、例えば、大型協同<sup>（大型協同）</sup>といふか、アステム化等に現われてくるし、一方では、請負耕作に現われていつたものと思うが、土地位所有の枠を生産力水準といつても、米が余計とれるという意味ではなく、むしろ労働時間の短縮といふ意味での生産性だが、そこに入つてゆく。これになると、逆に部落単位<sup>（部落単位）</sup>といふのが、生かされ易いといふか、部落の中での個別的所有が、頑強に抵抗するのを凍結してしまつて、その上に部落単位に枠をかぶせるという、それが、むしろ最

した集団をつくつてゆく。部落単位につくつてゆくという新しい構造改善事業の狙いになつてきている訳で、そういう形でむしろ部落というものを生かす、利用するという形になつてきていていると思う。それが、戦前の方で考えてみると、明治初期の様な段階では、耕地の個別所有というものが、実は、意味がなかつたというとおかしいが、現在のような形での、各々の意味があつて、それが、乗り越え難くあるというよりは、耕地は、確かに私的所持なのだが、それがひとつの集団的、共同的な体制の中で生かされてくる。例えば田植にしても、稻刈りにしても、土地は自分のものであつても、自分だけでは出来なくて、共同労働し部落とか、近隣を中心として共同労働によつて、耕地の意味というのが、初めて実現できるという様な、そういう段階は、部落というのが、非常に繩り易い状況をもつてゐると思う。ところが、そういう形で、部落割拠という形になつてたところへ、たとえば巨大な地主が成立してきて、幾つかの部落にまたがつて土地を持つ、或いは、他町村に對して土地を持つといふことになると、その地主の関心は、自分の住んでいる部落の関心ではなく、町村単位の関心とか、或いは近隣の町村を幾つか合わせた位の範囲で関心を持つ。それが、色々発言したり、動かしたりしてゆくと、もはや、部落のもつてゐる枠内での繩りとか、動きというよりは、町村単位の動きとして發現し、実際に村を動かすという風になつてくる。農地改革は、それをまたバッサリ切つて、町村単位に押し込んでしまつたし、更に、より部落的な範囲に押し込んでしまつたし、いわば土地所有の面から言うと、地域的には元の地域

にグッと戻す様な格好で、創設自作農ができる。その土地所有者が、今度は、耕地ではなくて、土地所有そのものとして高地価を形成するという条件に入つてきた時に、それが、ものすごく始末に悪いものとして、ひとつひとつが、現われていたという、そんな個別所有をとつていていたと思う。それを乗り越えようとすると、部落單位で、何か繩りをつけようと思うと、仲々繩らなかつたという状況が、一時戦後はあつた様な気がする。それよりむしろ個別的な主張の方が強いところが、今度は、それはそれとして、もう凍結してしまつてもう一回生産力的に、部落の単位の広がりで生産力構造というものを考えられる、或いは、色々な営農計画を考えられるという場合になつてくると、また部落というものが、非常に重視されて、それが、最近の部落単位の農政の入り込み方ではないかと。戦後すぐは、農業といつても、個別の農家に對して、機械を入れるとか、各々の農法、栽培技術を入れるとかといふ、そういう形での入り方というの、非常に大きな単位、部落的単位を考えながら、農政を入れよという展開になつてきてる。それは、やはり土地所有というものの位置づけ方というか、置かれた状態が、あゝいう状態を可能にしてきたのではないかと、私は考えている。

(高山) 今おつしやつた様な形での部落単位で、凍結できるといふのは、やはり、農民層が、かなり分解してきて、そして一方に於ける土地持ち労働者群という様な、或いは、混住的な社会が出来上つてくる。特に、純農村地帯でも、かなりの土地持労働者的なものが出てくる。そういう条件が、でてきて初めて、かつ大型機械化

体系といふ様な、戦前或いは、明治期の様な共同労働の在り方ということではなくて、生産手段、労働条件としての機械化体系というものが、土地利用を統括してゆく。そういう段階になつてきた編成変えの条件といふものが、今問われてきているのだろうと。従つて、そういう中で、例えば、部落なり、新しい村づくりとか、或いは町村計画とか、或いは農工複合的な町村計画、複合農業的な町村計画、という様なものが、出てくる。そういう出でてくる運動というものを、先程の安孫子さんの表現で言えば、上からの運動をどういう風に、下からと、いかに受け止める主体が、出来立つてかかるのか。そういう形で、もう少し整理してみる必要があるのでないかという気がしている。

(島崎)

最後になつて、安孫子さんの報告の意味が漸次、はつきりしてきたと思う。討論の中で、重要な見解の相違が、前提になつてゐるという事が、明解になつてきたと思う。範囲の限定といふところで、「近代に限定」という風に書いてある」、「資本主義との関連」と書いてあるのは、範囲の限定ではなくて、まさに「方法論の問題だと考へる。やはり、部落の独自機能をどう考へるか、といふ問題だと思う。それは、戦前といふ風に大きく言へば、まさに資本主義論争との係わりが当然ある訳だし、講座派一勞農派といふ対立の問題が、大きくあつた訳だから、その処が、ひとつ理解の前提になつて、どうもはつきりしない点があるのだらうと思う。それが最後に、何人かの人、特に高山さんから出された訳だ。

それでは、安孫子さんの理解のような形で考えていいった場合にやは

り、社会学の場合は、まさに現在でも、といふことが、付け加わるものと思うが、資本主義の論點から切つてゆくことの意味、その中で、なおかつ残つてゆく前近代的な要素をどう評価してゆくか、評価をどこの時点まで、一定の意味を持つものとして、考へられるのか、ということがある訳です。それが、非常に大きく欠落している戦後民主化の処が、今迄埋められていない。殊に戦後の土地所有の問題が、一番最後になつて、高山さんから出されたが、そこの處での問題が、報告からも、研究会からも抜けている訳だ。やはり、共同体の問題といふのは、繰り返し繰り返し出されてくる。これは、全く根も葉もない処から出されてくる訳もないのだろうから、そのところを、もう少しあつりさせてゆく非常に大きな理論問題があるのでないかと考へている。

勿論、生の形で、いつも共同体があるような論議は、番外だが、それにも拘らず、出されてくる問題は、常に追求してゆく必要があるものと考へている。

そういう処で、今日主に論議された処では、方法論の問題が、非常に前面に出てきたといふ感じがしている。この研究会を更に続けてゆく中で、進んでゆくだろう。漸く「構造と論理」に、迫つてゆけるのではないかという気がする。

## 第二回宿題委員会報告

十二月二六日 中央大学会館

島崎会員の報告に統じて、討論が行なわれたが、その概要是次の通りである。

(安原) 二年間の大会、研究会及び大会の司会を通じて考えたこと。

### (1) 行政村と農民のつくる諸組織、諸団体との関係の問題

。これ迄、村落自治、土地改良区、農協、村是運動、農村リーダー等が、とりあげられてきたが、必ずしもこれらが、制度上の行政体、自治体を構造的に把握するという観点からとりあげられているではなく、またそれらとの関連が明確でなかつたしこの点を、戦前、戦後を通じて議論する必要がある。

。「部落」、「村落」の問題が、ひとつの論点を構成する。社会

学での行政村は「権力的に構成された部落連合」「行政村の諸活動

は「部落利害の調整として動いていた」とする理解の仕方、または、そうした理解の妥当性について問題となつてくる。

### (2) 「農村自治」の概念の明確化の必要性

。戦前の「農村自治」を考える場合、一般的には、〔新法以降の地方制度〕を中心に考え、そこでの自治体、行政体の官治的性格―中央政府の地方統治の媒体、國家権力の地方支配のメカニズム―が理

解され、これを歐米に於ける近代的地方自治と比較して「日本に於ける特殊な歪み」「近代的な地方自治の内実の欠如」という評価が行なわれてきた。

。この理解が正しいとすれば、戦前に於いて、行政村をモデルとして、農村自治を説くこと自体、極めて大きな問題を有することになる。一果してそうなのか。

。行政村から一段レベルを下りたところに（村落の運営）「地方自治」というのが存在したのではないか。そうだとすれば、特殊な日本の近代といわれる「地方自治」を生み出し、これを許してきた日本が何であるかが、問われるべきである。

。「地主制と行政村」「自作農とむら、行政村」とそれぞれの関連性の究明の要請

。「自作農」の理解「自小作前進層」の理解、と農村自治の担い手としての問題として。

。戦前の自作農と戦後の自作農との連続性と断続の問題→農民としての性格。

### (3) 農村自治と農民自治

。農村自治の担い手が農民であるとすれば、農村自治の内容は、農民自治ではないか。

。戦前の農民自治会運動、歴史的な現実性を持っていたのかどうか。

。戦後の農民自治会運動、農民の問題、農民諸組織の問題、農民諸組織の自治的性格の問題が、住民自治の中でいかに生かされ

るのか。

都市的自治体も農村自治を考える場合、射程の内に入るべきである。

大会の司会者を経験した立場から

(安孫子) 大会の報告、討論に於ては、「農村自治」と「地方自治」との論理的・歴史的関連性が、明確にされていなかつた為に、議論が噛み合わなかつた。

○その原因は、報告者、参加者の間に、「現在なぜ『農村自治』が、とりあげられるのか」、という点についての共通的理解が、なされていないことにあると考えられるので、まず、その点についての共通の土俵づくりから、始めるべきである。

○自治を考える場合の難しさ

(戦後) 労働者主体の都市的行政体と、農民主体の農政的行政体の融合、混然化

(戦前) 明治末頃までは、上から下されてくる町村制的自治機構と農民の側から出てくる部落に代表されるような自治機構とが、二重構造をなしていた。

○明治末～昭和恐慌期・両者を地主が、統一化しようとする形で、支配体制ができる時期

○ファシズム体制へ 資本と地主の対立の深化する中で、國家把握

がストレートに下まで貰ぬかれる。

○国家的なものと、農民的なものとの対抗関係が、戦前の自治構造を貰ぬいている。

○そこでの農村自治問題は、本質的には潜在的過剰人口としてのブームをどうするかという意味での自治問題として捉えられるのではないか。

△戦後▽ 自作農主義的自治(～'55) → 高度成長と共に、過剰

人口のブームとして上から捉えられる。

○新憲法下での権利としての自治の権利(共同体的なつながりとは異なる)

○高度成長とその破綻の中で、上からの捉え方、下からの対応の仕方が変化。

○基本的に、上からの自治の捉え方と下からの自治の捉え方との対抗という形で、構造と論理を押えてゆく必要がある。その中に各々の報告を位置づければ、論点は噛み合つてくるだろう。

(東) ○時期の問題(大正デモクラシー期まで遡らせる。

○1960年代の政治史からの大正デモクラシー研究が有していた問題関心と、今日の村研の農村自治への問題関心を戦前にありかえてみると、その関心を比較・検討することが、学会の遺産の継承・問題視角の総合化のために必要である。

○対象の問題。農村の社会構造を構成する主体の変化が生じたのが、大正デモクラシー期の初め。

○地主層に代り、その頃から自小作前進層自作農が新しい生産力担当として出現、一方で地主手作の縮少した形の自作大農の存続。これら層の経営的性格の変化により、その対局にある寄生地主在村地主、自作地主の性格も相対的関係の中で大きく変化していく

のではないか。

#### ◎農村の社会構造の解明の仕方

。その時代を担う生産力担当層の経営の性格を彼等の社会的諸意識と結びつける形で細かに分析することが必要。

。これらを下からの動きだとすれば、それを包み込む地方改良運動、民力涵養運動、経済更生運動等の上からの統合の動きが存在し、下のイデオロギーを吸収しようとした。

。この両者の動きを捉えることが、自治を考える場合のポイントになる。

こうした観点からすれば、「現在時点で、なぜ自治が問題となるのか」という問題関心も、抽象的ではあるが次の様になる：：現代農村を構成している諸主体が、我々の意図とは反して、場合によつては、すくい上げられるかも知れない。しかし、すくい上げられるのは、すくい上げられるだけの根拠がある訳で、その根拠を明確に、我々が意識化したとき、すくい上げられるものから、或いは、我々自身が免れるかも知れない。

（安孫子）　。古い意味での「共同体」—自分達で自主的な組織をもつて、何かを決めていたとしても一については、「自治」という概念が、当てはまるのか。

。本来の意味での「自治」—私有財産制が、確立し、個人の権利が、強まってくるような西歐的な自治の近代化の過程で現われてくる自治一が、個人の生産—生活を守ろうとするところで生まれてくるものとすれば、戦前のように、自治が上から国家的なものとして、個人的なものの確立をつぶすような形で出てきたり、それを受け止め下の方が、本当の意味での個人の確立が出来ていない様なところでは、本当の意味での自治が提起されない面もある。

#### 討論

（長谷川）　。自治の構造を考える場合、自治の上部構造—下部構造という問題があるのではないか。

。自治の下部構造—自治が発展するか、しないかを考える際の基準は、民主主義—デモクラシーが、そこに存在するかしないかである。

。自治の問題を取扱う際には、デモクラシーの問題と関連させて考えてゆくべきである。

。昨年の研究会での「戦前の農村には、自治がなかった」という発言は、戦前の農村には、民主主義が、なかつたということではないか。

。一九五〇年代に於ける農村の民主化運動の隆盛の後、六十年代—高度成長期には、それが弱まつたが、そこでは、民主化の他にやるべきこと、例えば生活を破壊するから、自己を守ろうとする様な動きが、前面に出てきた。

。生活に密着したデモクラシーというものを自治を考える際、考慮すべきである。

個人的な問題意識からすれば、経営生産力を担う層の経営的性格をきめ細かに社会的諸意識に結びつけ、全体に結びつけて分析する作業が必要ではないか。

。その中にも、部分的にでも、そうした動きが、小さいながらずつと出てきている。その動きをていねいに追う必要もある。

。部落の自治組織、自治機能を通常自治の中に入れて考えているが、その辺の区別を明確にして考える必要がある。

(島崎) 。部落が百鬼共同体ではあり得ないし、百鬼である訳でもない。だから問題になり得るのだろう。

。近代の場合、共同体が、そのまゝの形で存立することは、あり得ない。

。そこに出でてくる農民という問題と、部落のかかえる共同体的性格との葛藤が、外からの国家権力との関係で、テンションをひき起す。それを、「固有の意味での自治」と置き換えると論点が、おかしなものとなる。その辺は、概念としての整理を必要とする。

(安原) 。歴史学者も行政学者も「村落自治」という言葉を使うが、それと「農民自治」という言葉の区別と関連が、明確でない。

(安孫子) 法制史では、江戸時代の「村法」を村落自治の形として出す。その辺が戦前まで入り込んでくると困る。

(安原) 村落自治を *an sich* に取り上げるのではないと

いう点は明確になつてきている。

(安孫子) 余田先生の場合は、そこだけで止つていた。

(安原) 余田先生は、「戦前の場合、農村自治を取り上げる場合、「村落自治しかない」という考え方がある。それが、必ずしも、大会での討論にならなかつたのではないか。

(安孫子) そういう形では、問題にならなかつた。

(島崎) 余田報告は、端的に言えば、割合社会学では、通常識である。

その場合、「自治」が、あゝいう形で、明治以来ずっと変らないで存続しているという点に力点があるのか、「自治」を考える場合に、ずっと存続している村を考えることの意味を明らかにしているのか、必ずしもはつきりしなかつた。

「ずっと一貫して流れる村が存在しているのだ」ということは、特に社会学の場合、ひとつの方針論としてある。

それを、社会を考える基本的構造として捉えてゆくこと、それが、変容してゆく局面局面で、その基本構造が、伝えられながら、なつかつ変容してゆく局面を捉えることの両方が必要だ。だが、あそこでは、基本構造の面を特に出している。

それを人類学者の社会構造のひとつの抑え方として文化論につながつてゆく側面として吸い上げられないかーと私は、発言した。たとえば、レビュイストローズの言う構造とシステムとの関連のようなことが、方法論としてひとつあるのではないか。

一貫して変らない構造のところで、無理に出していくような所があるので……、そういう受け止め方をした上で、局面局面で問題となる自治をどう考えるのかを橋渡ししてくれないといけないし、また橋渡しする必要がある。

(高橋) ～運動論的な自治論～沖縄の場合から～

農村を觀る場合も、農村を支配する側と民衆的なものと一対抗關係は目に見えないが一支配するものに対するものを考える場合、村

落といふものが、色々と意味を持つてゐるといふこともあるのである。

○運動的な側面、或いは、支配される側、民衆的なものを考える場合、自治問題が浮び上つてくるのではないか。或いは、村落の意味が浮び上つくるのではないか。

。ぶつかり合うというのではないが、本当に民衆的なものを、すぐいあげてやる。農村が大事にされるような状況を作り上げるといふ過程の中で考えられるのではないか。

(太川) 「共通の土俵」を本大会の前に、どういう形で設定するかが、この宿題委員会の最大の課題だ。

。——「上からの自治」「下からの自治」を報告者が、どちらの側から視点を当てて考へてゐるのかが、混然一体となつてゐる。

。「上からの自治」「とうのは、強圧的に治めさせね」と、「下からの自治」と「とうのは、自ら治めるべく努力している」と「とうこと

。本大会では、日本の問題に集中すべきだが、研究会では、西欧の自治がどういう形で、展開しているのかについての議論が、共通の土俵尺度を立てる上で、必要であろう。

○日本の戦後改革の過程をみてみると、ドイツの上からの自治みたいなやり方を変えて導入していくことが解る。

○独仏の場合と私有財産制にのつた自由・民主主義を自分達でコントロールしようとする形の動きが存在。

。日本の場合も農民・民衆が己れの自由・私有財産制の強調を未だ

に前面に出し続けている。

このずれを、戦後の現状、今後の展開の中で考えてゆく必要があ

卷之三

の方へりかでは、大吉が村（行政村）を作らるゝ必要である議論が真剣になされてゐる。

(島崎) ヨーロッパの問題の議論は必要だ。論点としては、「上からの自治」「下からの自治」が重要なのではない。

う運動で作り出されたものが、自治組織・自治体である。一運動の視点が、必要なのであり、だからこそ再構築の原点としての自治と言つている。

その運動は、破壊ではなく、開拓なり建設的なものたつなかるものとしての運動として自治が掲げられねばならない。

そういう観点に立つと、「上からの自治」—これは秩序即自治ではなく、秩序を問題にするのではなく、秩序に対する破壊を問題にするのではなく、一定の秩序が壊れてくる、壊れてくるものを運動として再構築するもの、それが、自治なんだろうと考えている。

○そこで、用語上のかなりの混乱は、ある程度教えるのではないか。  
○だから、再構築が、それぞれの段階で問題となるところを、適確  
に捉えることにより、論点が、出されてくるであろうし、トータル

に歴史体系把握をめざすとすれば、基本的には、全般的危機段階以降というところで、今言つたような意味での自治が、全体として

(大川) そういうところでの理解が、これまでの段階では、報告

者が、各々主体的にとらえているとは限らない。だからこそ、すれ違ひが、生じている。

(長谷川) かつて日本では、村落共同体一村が、運動の原点で

あつたが、今は必ずしも村でなくなつてきつある。アメリカの場合は、村はないのだから、アメリカには農村の自治はないといふことになる。そういう点からみると、農村の自治はないが、農民の自治は、あるのだろうか。

(大川) 行政的な絡みは、よく解らないが、アメリカの場合、

個人が徹底していく、「國から錢は貰いたくない。貰えば、口を出される。もうけるのも自分の力だし、潰れるのも自分の力だ。」という意識が、中規模以上層には明確にある。

○連邦制度をコントロールする為には、上から州や村の枠をかぶせておく必要があるのだが、日本で考えるように、学校や教会が組織されていて、自治体、自治組織を作りやすいような形には必ずしもなつていなし。

○上からの場合は、ポンと乗せていたような感じがする。——そういう意味では、上から下からという論理はあるが、現実に上からかぶせて、それを自治と読ませている、或いは意識させているというような構造が、支配の構造の中にあると思う。

その点が、今まで研究会でも両側面がてきて議論されてきている。

(長谷川) 例のファーモビューローという横の農民の組織が、ずい分力を持つてきている。ある部分では、農産物の出荷をしたり、

ある意味では、圧力団体の形になつている。

(大川) 農協は、必ずしも日本のように強くはない。

(長谷川) あゝいうものまで、この農村自治の問題に入つてくるかもしれない。

(安孫子) 「上からの自治」は、本来ないのではないかといふが、実際には、上からの政策の受け皿みたいな運動はある。

例えば、ファシズム期の山崎延吉の「農村自治の研究」なんかをみると、ある意味では、運動は運動ではあるが、上からの受け皿のような運動がある。

農民の個々の持つてゐる受け皿というか、そういうものを受け止めると、組織なりから出てくる自治運動があつて、その辺を私は、「上から」と言つたのだが、必ずしも制度的な自治体だけをして「上から」といつたのではない。

(中野) 「自治体」という言葉が、前から問題だ。

「地方自治体」というものを上から作るんだ、と言い、また「本当に作りたい」と明治の地主やリーダー達も考えた——それは、自治を獲得しようと思つて運動している——だからその面では、自治＝町村自治は存在した。議会もそういう風に動いた時期もあつた。

ところが、どんどん自治の内実が、奪われていった。今、自治体などと言うのはおかしいのであり、行政体はあるが、自治といふものをもう一度、取り戻そうとしているしそういう運動ならば、自治といえるかもしない。自治といふものが、実現しているものでなく、実現しようとしているものであり、運動としてある。

自治体という言葉は、避けた方がよい。

(柿崎) そういう意味では、安原氏の言つた農民認識というか、

自治を獲得していく、積み上げていく、という運動としての組織、団体の村落研究としては、中心に据えられて、それが時代的に

どういう意味を持っていたのかを追求すべきである。

(中野) いわゆる「村落自治」、でも、そういうものを獲得しようとしている側面に関する限りは、やはり自治である。

それを否定してしまうと、もはや根がなくなってしまう。根をなくさない為にも、「村落自治がある、ある」というのも無理のないことだ。だけど、それが、実現したものとしてあるのではなく、実現させようという運動としてあつたのだ。それは色々な時期に絶えず存在していた。それを行政的に過ぎない自治体と混同しないようにする必要がある。

## 故 有賀 喜左衛門 先生

### 告 別 式 報 告

故 有賀喜左衛門先生告別式は昭和五十五年一月二十七日、午後二時から日本女子大学の成瀬記念講堂で行なわれました。村落社会研究会代表として中村吉治先生が弔辞を読みました。当研究会においても先生の死を悼みこゝにその弔辞を掲載いたします。

### 弔 辞

村落社会研究会代表 中 村 吉 治

今日は村落社会研究会の公けの立場にありますので、よそよそしい言い方になつても御許し下さい。

村研は二人が同時に属してゐる唯一の会でした。長い間御指導を賜わり、同じ農村研究に主力を置いて、別々に歩いているとは思つたこともないのにこうなつてゐるのを、私だけは興味深く思ひかえしています。

それまで長い年月でした。小学生の私が中学生のあなたに、冒險世界・武俠世界を頂いて、日本少年の世界から引き出されたあたりから記憶にあります。それから中学・高等学校へ、その間にあなたは大学から社会人へ、いつも一步前を進みながら、いろいろ教えてくれました。夏・冬の休みには帰省されたからです。夏休みには毎日天竜川へ泳ぎに行き、あとは小学校へ行つて、レコードをかけたり、絵や文学の話を聞いたり、中学校では習えないことを教えられました。そして時がたつにつれて朝鮮旅行の話、その美術や宗教の話、民芸品のことから、柳宗悦氏の仕事の話、武者小路氏の話から白樺の話など次々にありました。大半はよく分らなかつたけれど何となく楽しい夏の日々でした。

東京ではピアノをひいたり作曲劇作したり、自由な生活をしているという噂がありました。郷土研究・柳田国男というような話が

だんだん多くなりました。郷里が好きで農村をいつも考えていたのだから当然のなりゆきだったのでしょうか。

私が大学に入り、東京に住むようになって新婚の御家庭へ頻繁におたずねするところ、柳田國男氏の雑誌「民俗」の編集スタッフになつていました。民俗学で排する古文書を私はいじつていましたが、それはそれで激励して貰いました。

御住居が逗子に移つても、日曜には出かけてお話を聞き、海で泳ぎ楽しい日を過させて貰つたのでした。そしていわゆる封建論争が燃えしきるころ、全く別の角度から地主・小作の研究をはじめ、私が仙台へ移つてから大著となつたわけです。その真価はもつとあとで認められることになつたのですがその主題の追求と広がりは、目をみはるようでした。

戦後、とうとう月給とりになつたことで、今度ばかりは私が先輩だと笑つたのですが、忽ち立派なお弟子を養成されたのは当然といえましょう。

私は書くものについていつも批評されましたが、どうも村に入つての調査が少ないとおことが多かつたのは、御自身の方法からいつて当然だつたでしようだから一九五一（昭二六）年に岩手県の村の調査をはじめたときは大変に力を入れた声援を下さり、それが数年後に一冊にまとめられたときは、私が驚くほどの喜びの言葉を頂いたのでした。

この調査の進行中、一九五三年に村落社会研究会が結成され、お説をうけたわけです。社会学の人たちと農村研究の会を作り、経

済・法・文化一般ひろく人を集めようというので、私たちも喜んで参加しました。人のふれあいを大切に、ざつぱらんの話しあいを自由にしようという御人柄のとおりの趣旨でそれは文句ないことでした。発会が仙台だつたこともあり、私どもも張切つたのですが当日の会員の熱氣はすばらしいものでした。こまかい規則はなし、会長もなし、目的を同じうする人々が各方面でしていることをぶつけあい話しあうという趣旨はその後も続けられました。深夜に及んでなお足らず夜を徹することもあるというので、一泊合宿の学会といふめずらしい習慣もできました。

まさに御趣旨にそつて学会は成長しつつあります。この際に御逝去ということは、学会員一同の誠に残念とするところです。しかもこの農村危機の声のたかまりの中で。

十数年前に、あの仲の良かつた夫人が不治の病に倒れたのは、痛恨の極みだつたでしよう。しかしその時も病妻を見つめ、本を読み原稿を書き、絵を見、充実した晩年だと思つてみると氣迫のこもつたお言葉に驚きました。その上に女子大学学長とは、常に責任をもつ人だけに無茶ではないかと、忠言めいたことを申し上げたときもいや充実した人生こそ尊い、と静かに答えられました。そしてマラソンをし、体操し、いつも私にも強調されました。私も近い所へ来ながら容易にお目にかかりますが、お互に訪ねあうのを面倒だから、どこか出先で飯でも食いながらゆっくり話そと電話のたびにいいながら果たせませんでした。夏の終りにまた体操をすすめられ、もう一冊本を書くというので、私は体操は

まだですが本は二冊書きましょうといつて両方で笑いだしたのが最後の電話でした。

謹んでお別れの言葉とします。

## 村研臨時運営委員会報告

(一九七九年十一月二十六日 二時 中央大学会館)

十一月二十日午前一時四〇分に村研の生みの親の有賀先生がお亡くなりになりました。ついては、村落社会研究会としてはどのようにしたらよいのかということで、丁度二十六日に宿題委員会を開くことにしておりましたので、東京在住の運営委員に連絡をとつて出席をいただいて、臨時的に運営委員・宿題委員の合同の会を開催いたしました。

出席者 安孫子 大川 柿崎 高橋明善 島崎 長谷川 中野

蓮見 東 安原 白井 高山

中野会員より事情説明と提案があり、全員の相談の結果次のようになりました。

- ① 「村落社会研究会」として、日本女子大、農民文化研究所とともに合同葬を行なう。
- ② 村研代表として中村吉治先生に弔辞をお願いする。

## 〔会員動向〕

### 〔新入会員〕

榎 彰徳 近畿大学農学部水産学科

612 京都市伏見区横大路上ノ浜町一六  
(電) ○七五 (六一一) 六六七一

和智 博雄 中央大学大学院

191 日野市日野六二三八一三

### 〔住所変更〕

築島 宏 277 柏市弥生町八一六五

竹内 隆夫 468 名古屋市天白区表台五〇

(電) ○四七一 (六三) 六七一七

山本 登 550 大阪市西区柳町一一九一二三一〇一〇

(電) ○五一 (八三三) 七四二二

佐々木 衛 九州大学文学部

久保 良雄 814 福岡市西区茶山三丁目二五一四一  
305 茨城県筑波郡谷田部町観音台  
農業技術研究所内

内田 博栄 321-37 栃木県芳賀郡茂木町小深四二五  
(電) ○二八五六 (二) ○五一五

渡辺

正

柄澤

行雄

344 440 豊橋市栄町空池一六八

(電) ○四八七(三七)九二七六

青木  
(旧佐藤) 辰司

秋田県立農業短期大学

010-04 秋田県南秋田郡大潟村字東二一一一

(電) ○一八五四五一〇一〇

〔退会〕

近沢  
敬一